臨時会提出予定案件資料

| 予定請 | 養案 ペープ マール・アート マー・マー・マー・マー・マー・マー・ステー・ステー・ステー・ステー・ステー・ステー・ステー・ステー・ステー・ステ | ージ |
|-----|--|-----|
| 1 | 令和5年第4回市議会臨時会提出予定議案 | 1 |
| | | |
| 予算團 | 引係 | |
| 2 | 令和5 (2023)年度各会計補正予算総括表 | 2 |
| 3 | 令和5 (2023) 年度一般会計補正予算の内訳: | 3 |
| 4 | 令和5 (2023) 年度一般会計補正予算の内容 | 4 |
| | | |
| 条例関 |]係 | |
| 5 | 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子 5~ | ~ 9 |

1 令和5年第4回市議会臨時会提出予定議案

(議 案)

1 令和5 (2023)年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】

2 函館市手数料条例の一部改正について 【市 民 部】

2 令和 5 (2023)年度各会計補正予算 総括表

(単位:千円)

| | 会 | 計 | 区分 | | | 補正前 | 補正額 | 補正後 |
|-----|-----------------|---------------------------------------|-----------|---------|---|-------------|---------|-------------|
| _ | f | 投 | 会 | | 計 | 153,333,343 | 694,631 | 154,027,974 |
| | 港 | 湾 | 事 | | 業 | 2,798,079 | | 2,798,079 |
| | 国 民 | 健康 | 保険 | 事 | 業 | 27,914,642 | | 27,914,642 |
| 特 | 自 転 | 車 | 競 走 | 事 | 業 | 32,390,311 | | 32,390,311 |
| | 奨 | 学 | 資 | | 金 | 20,275 | | 20,275 |
| 別 | 地方 | 卸売 | 市場 | 事 | 業 | 478,884 | | 478,884 |
| 会 | 介 護 | 保 | 険 | 事 | 業 | 33,379,425 | | 33,379,425 |
| | 発 | 電 | 事 | | 業 | 4,500 | | 4,500 |
| 計 | 計母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | | | 129,171 | | 129,171 | | |
| | 後期 | 高齢: | 者 医 组 | 東 事 | 業 | 4,760,642 | | 4,760,642 |
| | | 小 | 計 | | | 101,875,929 | | 101,875,929 |
| | 水油 | 道 事 | 業業 | 収 | 入 | 6,694,636 | | 6,694,636 |
| | ν, χ | 2 7 | · 木 | 支 | 出 | 8,165,519 | | 8,165,519 |
| 企 | 公共 | ᄃᆉᅜ | 4 車 坐 | 収 | 入 | 11,377,525 | | 11,377,525 |
| лие | A 7. | | 1 尹 禾 | 支 | 出 | 12,915,858 | | 12,915,858 |
| 業 | 交 | 通 | 業 | 収 | 入 | 1,930,833 | | 1,930,833 |
| 会 | X , | ш → | * * | 支 | 出 | 2,326,599 | | 2,326,599 |
| | 病 | 完 事 | 工業 | 収 | 入 | 26,712,560 | | 26,712,560 |
| 計 | NPS E | ····································· | - 禾 | 支 | 出 | 26,329,715 | | 26,329,715 |
| | | 小 計 | _ | 収 | 入 | 46,715,554 | | 46,715,554 |
| | | .a. #I | | 支 | 出 | 49,737,691 | | 49,737,691 |
| | 合 | Ē | + | 収 | 入 | 301,924,826 | 694,631 | 302,619,457 |
| | п | Р | 1 | 支 | 出 | 304,946,963 | 694,631 | 305,641,594 |

3 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内訳

【一般会計・歳出】 (単位:千円)

| | 15.12.11.1 | | | | | · | |
|---|------------|---|-------------|---------|-------------|-------------------------|---------|
| | 款 | | 補正前 | 補正額 | 補正後 | 補正額の内訳 | |
| 民 | 生 | 費 | 62,503,807 | 679,200 | 63,183,007 | · 社会福祉施設等食材料費支援事業費 | 19,200 |
| | | | | | | ・子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業関係経費 | 660,000 |
| 農 | 林水産 | 費 | 1,429,380 | 5,981 | 1,435,361 | • 肥料価格高騰対策支援補助金増 | 2,513 |
| | | | | | | • 飼料価格高騰対策支援補助金増 | 3,468 |
| 商 | エ | 費 | 12,787,042 | 9,450 | 12,796,492 | ・LPガス利用者負担軽減支援事業費増 | 9,450 |
| そ | Ø | 他 | 76,613,114 | | 76,613,114 | | |
| | 歳出合計 | | 153,333,343 | 694,631 | 154,027,974 | | |

【一般会計・歳入】 (単位:千円)

| | 款 | | 補正前 | 補正額 | 補正後 | 補 正 額 の 内 訳 | |
|---|-----|----|-------------|---------|-------------|---|---------|
| 国 | 庫支 | 出金 | 37,410,359 | 588,585 | 37,998,944 | ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金増 | 588,585 |
| 繰 | 入 | 金 | 4,873,898 | 106,046 | 4,979,944 | 財政調整基金繰入金増(3,489,493 → 3,595,539) | 106,046 |
| そ | の | 他 | 111,049,086 | | 111,049,086 | | |
| | 歳入合 | 計 | 153,333,343 | 694,631 | 154,027,974 | | |

【一般会計・その他】 (単位:千円)

| _ | | | (十四・113) |
|---|---------------------------------------|---------|----------|
| | 【繰越明許費・追加】 ・子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業関係経費 | 660,000 | 【子ども未来部】 |
| | - 肥料価格高騰対策支援補助金 | 2,513 | 【農林水産部】 |
| | ・LPガス利用者負担軽減支援事業費 | 9,450 | 【経済部】 |
| | 1 | | |

4 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内容

(単位:千円)

| | | | | (単位・十円) |
|---|---|----------|----------------------|-------------------|
| | 科目・内容 | 事業費 | 財源 特定財源 | 内 訳 一般財源 |
| 1 | [民生費・子ども未来総務費] 【子ども未来部】 子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業関係経費 | 660, 000 | | 660,000 |
| | 食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援として, 児童1人あたり2万円を支給 | | 月許費・追加 : 額 660,0 | |
| • | 既決予算額 0 → 660,000 [民生費・社会福祉総務費] 【保健福祉部】 | | | |
| 2 | 社会福祉施設等食材料費支援事業費 食料品などの物価高騰の影響を受けている施設の負担軽減を図るため, 北海道の制度の対象とならない社会福祉施設等に給付金を支給 | 19, 200 | | 19, 200 |
| | 既決予算額 0 → 19,200 | | | |
| | [農林水産費・農業振興費] 【農林水産部】 | 2 [12 | | 2 512 |
| 3 | 肥料価格高騰対策支援補助金 肥料価格高騰の影響を受けている農業経営に対し、化学肥料購入費を助成 | | 明許費・追加 第 額 2,513 | |
| - | 既決予算額 5,313 → 7,826 | | | |
| 4 | [農林水産費·農業振興費] 【農林水産部】 飼料価格高騰対策支援補助金 | 3, 468 | | 3, 468 |
| | 飼料価格高騰の影響を受けている酪農・畜産業経営に対し、飼料購入費を助成 | 3, 100 | | 3, 100 |
| | 既決予算額 3,475 → 6,943 | | | |
| | [商工費・商工業振興費] 【経済部】 | 0.450 | | 0 450 |
| 5 | LPガス利用者負担軽減支援事業費 LPガス料金上昇の影響を受けている利用者の負担軽減を図るため, 北海道の制度の対象とならない工業用利用者に対し, 販売事業者を通じた支援を実施 | | 明許費・追加 st 額 9,450 | |
| | 既決予算額 45,480 → 54,930 | | | |
| | 合 計 | 694, 631 | | 694, 631 |
| ŀ | 【歳入(一般財源)】 【財務部】 | | | |
| 6 | 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 既決予算額 2,752,042 → 3,340,627 | | 588, 585 | ▲ 588, 585 |
| | 【歳入(一般財源)】 【財務部】 | | | |
| 7 | 財政調整基金繰入金 既決予算額 3,489,493 → 3,595,539 | | 106, 046 | ▲ 106, 046 |
| L | | | | |

5 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

戸籍法の一部改正に伴い,本籍地以外における戸籍証明書等の交付 等に関する事務について手数料を徴収することとするため

(2) 改正内容

戸籍証明書等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号および除籍電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報の内容の証明書の交付ならびに届書等情報の内容を表示したものの閲覧の手数料に係る規定を追加する。

(3) 施行期日

令和6年3月1日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| (手数料を徴収する事務およびその金額) 第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその 金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、 当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。 (1) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録および埋火 葬に係る証明書の交付等に関する事務 別表 第1 | (手数料を徴収する事務およびその金額) 第2条 (略) (1) (略) |
| $(2) \sim (14)$ (略) | (2)~(14) (略) |

| 単位 金額 単位 金額 1 通に 450円 224号) 第10条第1項,第 つき 10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までも しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは 抄本の交付または同法第 120条第1項もしくは第126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付 戸籍法第10条第1項,第 証明事 10条の2第1項もしくは 項1件 第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 (新設) | 別表第1(第2条関係) | | |
|---|----------------------|------|------|
| 224号) 第10条第1項, 第 10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までも しくは第126条の規定に基 づく戸籍の謄本もしくは 抄本の交付または同法第 120条第1項もしくは第 126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されてい る事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付 戸籍法第10条第1項, 第 10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までも しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは 抄本の交付または同法第 120条第1項 <u>もしくは第</u> 126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されてい る事項の全部もしくは一 部を証明した書面の交付 戸籍法第10条第1項,第 証明事 10条の2第1項もしくは 項1件 第3項から第5項までま たは第126条の規定に基づ く戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 戸籍法(昭和22年法律第 | 1 通に | 450円 |
| 第3項から第5項までも しくは第126条の規定に基 づく戸籍の謄本もしくは 抄本の交付または同法第 120条第1項 <u>もしくは第</u> 126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されてい る事項の全部もしくは一 部を証明した書面の交付 戸籍法第10条第1項,第 10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までま たは第126条の規定に基づ く戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 224号) 第10条第1項, 第 | つき | |
| しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは 抄本の交付または同法第 120条第1項もしくは第 126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付 戸籍法第10条第1項,第 証明事 350円 10条の2第1項もしくは 項1件 第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 10条の2第1項もしくは | | |
| づく戸籍の謄本もしくは 抄本の交付または同法第 120条第1項 <u>もしくは第</u> 126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製さ れた戸籍に記録されてい る事項の全部もしくは一 部を証明した書面の交付 戸籍法第10条第1項,第 10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までま たは第126条の規定に基づ く戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 第3項から第5項までも | | |
| 抄本の交付または同法第 120条第 1 項 <u>もしくは第</u> 126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付 戸籍法第10条第 1 項,第 証明事 350円 項 1 件 につき には第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | しくは第126条の規定に基 | | |
| 120条第1項 もしくは第 126条の規定に基づく磁気 ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付 一部を証明した書面の交付 証明事 10条の2第1項もしくは項1件 項1件 第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 につき | づく戸籍の謄本もしくは | | |
| 126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されてい る事項の全部もしくは一 部を証明した書面の交付戸籍法第10条第1項,第 10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までまたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 抄本の交付または同法第 | | |
| ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付350円戸籍法第10条第1項,第証明事10条の2第1項もしくは項1件項1件第3項から第5項までまにつきたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 | 120条第1項 <u>もしくは第</u> | | |
| れた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付証明事350円戸籍法第10条第1項,第証明事350円10条の2第1項もしくは 第3項から第5項までま たは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付につき | 126条の規定に基づく磁気 | | |
| る事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付部を証明した書面の交付350円戸籍法第10条第1項,第 証明事 10条の2第1項もしくは 項1件第3項から第5項までま につきたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | ディスクをもって調製さ | | |
| 部を証明した書面の交付証明事350円戸籍法第10条第1項,第証明事350円10条の2第1項もしくは項1件第3項から第5項までまにつきたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 | れた戸籍に記録されてい | | |
| 戸籍法第10条第1項,第 証明事 350円 10条の2第1項もしくは 項1件 第3項から第5項までま につき たは第126条の規定に基づ く戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | る事項の全部もしくは一 | | |
| 10条の2第1項もしくは項1件第3項から第5項までまにつきたは第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 | 部を証明した書面の交付 | | |
| 第3項から第5項までま につき たは第126条の規定に基づ く戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 戸籍法第10条第1項,第 | 証明事 | 350円 |
| たは第126条の規定に基づ く戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 10条の2第1項もしくは | 項1件 | |
| く戸籍に記載した事項に 関する証明書の交付 | 第3項から第5項までま | につき | |
| 関する証明書の交付 | たは第126条の規定に基づ | | |
| | く戸籍に記載した事項に | | |
| (新設) | 関する証明書の交付 | | |
| | | | (新設) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別表第1 (第2条関係)

| <u></u> | | |
|---|------------------------------|-------------|
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項,第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付または同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 戸籍法第120条の3第2項 の規定に基づく戸籍電子 証明書提供用識別符号の 発行(情報通信技術を活 用した行政の推進等に関 する法律(平成14年法律 第151号)第7条第1項の 規定により同法第6条第 1項に規定する電子情報 処理組織を使用する方法 (地方公共団体の手数料 の標準に関する政令に規 定する総務省令で定める 金額等を定める省令(平 | <u>戸子書用符件き</u> 電明供別 件き | <u>400円</u> |

| 戸籍12条のほとに 第12条のほとに 第12条のほと には第10条のほと にお第2 にお第3 には第10条の頃もとは でははの名の ではの名の ではの名の ではの名の ではのるのでは でははは でははは でははは ではない にはは ではない にはは ではない には ではない には には には には には には には には には には | 1 つ | 750円 | 成12年自治で定める表別のになる。このでは、12年自治で定めるとで下ことは、12年自治でででできます。このでは、12年自治ででできます。このでは、12年自治ででできます。このでは、12年を表別のできます。このでは、12年を表別のでは、12年ののでは、12年ののでは、12年ののでは、12年ののでは、12年ののでは、12年ので | (略) | (略) |
|--|-------------------|------|---|------------|------|
| 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までの規定または同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書 | 証明事 項1件 につき | 450円 | (略) | (略) | (略) |
| の交付 | | (新設) | <u>戸籍法第120条の3第2項</u> の規定に基づく除籍電子 | 除籍電 子証明 | 700円 |

| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

| 法第120条の6第1項の規 定に基づく届書等情報の | <u>示した</u> もの1 | |
|------------------------------|-------------------|-----|
| 内容を表示したものの閲 | <u>件</u> につ | |
| <u>覧</u> | き | |
| (略) | (略) | (略) |
| | | |